

# ～医療保険だより～

国民健康保険は「知立市」と「愛知県」を、後期高齢者医療は「愛知県後期高齢者医療広域連合」を、それぞれ保険者として、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、加入者の保険料により運営する医療制度です。

## 【医療制度の変更点】

### ■保険税（料）率の改正（国民健康保険、後期高齢者医療制度）

国民健康保険、後期高齢者医療制度ともに、平成30年度の保険税（料）率の改正を行います。

#### 国民健康保険

##### 改正のポイント

- ・所得割の税率を引き上げます。
- ・均等割は、医療給付費分と介護納付金分を引き上げ、後期高齢者支援金分を引き下げます。
- ・平等割を引き下げます。

区分	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分（40～64歳）	
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
所得割	4.8%	5.02%	2.05%	2.28%	1.75%	2.20%
均等割 （1人あたり）	18,000円	21,400円	11,000円	9,600円	10,000円	11,300円
平等割 （1世帯あたり）	17,000円	15,200円	10,000円	6,800円	6,000円	5,600円
課税限度額	54万円	54万円	19万円	19万円	16万円	16万円

#### 後期高齢者医療制度

##### 改正のポイント

- ・所得割・均等割それぞれの料率および料金を引き下げます。
- ・課税限度額を引き上げます。

年度	28・29年度	30・31年度
所得割	9.54%	8.76%
均等割 （1人あたり）	46,984円	45,379円
課税限度額	57万円	62万円

### ■軽減対象世帯の拡大（国民健康保険、後期高齢者医療制度）

前年中の所得が一定以下の世帯は、均等割額と平等割額を軽減しています。負担軽減を図るため、平成30年度から軽減基準を拡大します。

軽減割合	世帯の合計所得金額（改正前）	世帯の合計所得金額（改正後）
5割軽減	33万円+27万円×被保険者数	33万円+27.5万円×被保険者数
2割軽減	33万円+49万円×被保険者数	33万円+50万円×被保険者数

※保険税（料）額の計算は前年の所得をもとに計算されます。軽減の判定は自動でされるため申請をする必要はありませんが、所得の申告をされていない人は、申告が必要です。

## ～医療保険だより～

### ■保険料の軽減の変更および廃止（後期高齢者医療制度）

#### ①所得割額軽減の廃止

これまで所得金額から33万円を引いた額が58万円以下の人の所得割額を軽減してきましたが、平成30年度からの制度見直しで所得割軽減制度は廃止されます。

#### ②職場の健康保険などの被扶養者であった人の軽減割合の変更

（国民健康保険および国民健康保険組合加入者は除く。）

これまで職場の健康保険などの被扶養者であった人は、所得割額が課せられず、均等割額を軽減してきましたが、平成30年度からの制度見直しで、均等割軽減割合が7割から5割に変更されます。なお、所得割額は引き続き課せられません。

### ■保険証を更新します（後期高齢者医療制度）

現在の保険証（橙色）の有効期限は7月31日です。

#### ○新しい保険証を郵送します。

8月1日から新しく使用する保険証（若草色）を、7月下旬に簡易書留郵便で送付します。簡易書留郵便は、受け取りの際に受領印または署名が必要です。配達時に不在の場合は、郵便受けに案内が入りますので、郵便局に再配達依頼をするか、直接郵便局で受け取ってください。

#### ○郵便局での留置期間を超えた保険証は、市役所に返還されます。

返還された場合、国保医療課の窓口でお渡ししますので、現在お使いの保険証、窓口に来る人の認め印、身分証明書（保険証、年金手帳、運転免許証など）を持ってお越しください。

※本人または世帯主以外が受け取る場合は、委任状も必要です。

#### ○住民登録地と異なる住所へ郵送を希望する場合は、国保医療課へ事前申請が必要です。

・申請の際、窓口に来る人の認め印、身分証明書（保険証、年金手帳、運転免許証など）を持って国保医療課へお越しください。

※本人または世帯主以外が申請する場合は、委任状も必要です。

・7月10日(火)までに申請してください。

・すでに「送付先変更申請書」を提出されている人は必要ありません。

・「転送不要」としているため、郵便局への転送届では転送されません。

・有効期限が過ぎた保険証は回収しますので、市役所国保医療課へ返却するか、返却できない場合は、ハサミ等で切って破棄してください。なお、今年度より市内施設での回収は行いません。

◎国民健康保険の高齢受給者証の有効期限は、7月31日です。

高齢受給者証の更新については、広報ちりゅう7月16日号でお知らせします。

◎国民健康保険の被保険者証の有効期限は、8月31日です。

被保険者証の更新については、広報ちりゅう8月1日号でお知らせします。

## ■70歳以上の人の高額療養費上限額が変わります (国民健康保険、後期高齢者医療制度)

医療費の自己負担が高額になったとき、限度額を超えた分が高額療養費として支給される制度について、若い世代や同じ高齢者の中での公平を図るため、高齢者の人にも所得を細分化してご負担をお願いすることになりました。平成30年8月から高額療養費の上限額は下記のとおりになります。

区分	対象者	外来のみの限度額 (個人単位)	外来+入院の限度額 (世帯単位)
現役並みⅢ	課税所得690万円以上 ※2	252,600円+ (医療費-842,000円) × 1%	【多数回該当 140,100円】※1
現役並みⅡ	課税所得380万円以上 ※2	167,400円+ (医療費-558,000円) × 1%	【多数回該当 93,000円】※1
現役並みⅠ	課税所得145万円以上 ※2	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1%	【多数回該当 44,400円】※1
一般	現役並みⅠ・Ⅱ・Ⅲおよび 低所得Ⅰ・Ⅱ以外の人	18,000円 (8月～翌年7月の 年間限度額144,000円)	57,600円
			【多数回該当 44,400円】※1
低所得Ⅱ	住民税非課税世帯で 低所得Ⅰ以外の人	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	住民税非課税世帯 ※3		15,000円

※1 多数回該当：高額な治療を継続して受ける場合に、本人負担を軽減するために適用される限度額で過去12か月以内のうち高額療養費の支給（現物支給も含む）が3回以上ある場合、4回目から多数回該当の限度額が適用されます。

※2 課税所得：加入者の住民税課税標準額です。

※3 低所得Ⅰ：住民税非課税世帯であり、世帯全員の公的年金収入が80万円以下で他の所得がない人

## ■高額介護合算療養費制度における限度額が見直されます (国民健康保険、後期高齢者医療保険)

医療保険と介護保険における1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の自己負担の合算額が高額である場合、さらに負担額を軽減する制度が、若い世代や同じ高齢者の中での公平を図るため、高齢者の人にも所得を細分化してご負担をお願いすることになりました。

平成30年8月から高額介護合算療養費の上限額は下記のとおりになります。

区分	対象者	限度額 (70歳以上)
現役並みⅢ	課税所得690万円以上 ※4	212万円
現役並みⅡ	課税所得380万円以上 ※4	141万円
現役並みⅠ	課税所得145万円以上 ※4	67万円
一般	現役並みⅠ、Ⅱ、Ⅲおよび 低所得Ⅰ・Ⅱ以外の人	56万円
低所得Ⅱ	住民税非課税世帯で 低所得Ⅰ以外の人	31万円
低所得Ⅰ	住民税非課税世帯 ※5	19万円

※4 課税所得：加入者の住民税課税標準額です。

※5 低所得Ⅰ：住民税非課税世帯であり、世帯全員の公的年金収入が80万円以下で、他の所得がない人

## ～医療保険だより～

### ○ 「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」について (国民健康保険、後期高齢者医療制度)

**限度額適用認定制度とは**…医療機関受診時に限度額適用認定証を提示することで、医療機関が医療費（食事代・差額ベッド代等は除きます）を請求する際に、あらかじめ自己負担額から高額療養費に相当する額を差し引くことができる制度です。提示されない場合、高額療養費は自己負担額を医療機関に全額支払った後に申請しますが、これは、医療機関の窓口で支払いの際に自己負担限度額にとどめられるので、一時的な負担を減らすことができます。

**標準負担額減額制度とは**…入院時の食事代は1食につき定額負担となっていますが、住民税非課税世帯の人は申請で標準負担額減額認定証の交付を受けると食事代が減額されます。また、過去12か月で91日以上入院になる場合はさらに減額されることがあります。

現在の認定証の有効期限は7月31日です。

平成30年8月から、70歳以上の現役並み所得区分の人の限度額が変わったため、現役並みⅠ・Ⅱ区分の人で限度額の適用を希望する人は、新たに申請が必要となります。

国民健康保険と後期高齢者医療制度では更新の方法が異なりますので、下表をご確認ください。

国民健康保険		限度額適用認定証		限度額適用・標準負担額減額認定証	標準負担額減額認定証
国民健康保険	対象	70歳未満	国民健康保険税の滞納がない人	・同じ世帯の国民健康保険加入者と世帯主が市民税非課税の人	同じ世帯の国民健康保険加入者と世帯主が市民税非課税の人
		70歳以上	高齢受給者証で適用 ※現役並みⅠ・Ⅱ区分の人は申請が必要です。		
	更新・申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定証が交付されている人…8月1日から有効の認定証が必要な人は8月31日(金)までに申請してください。</li> <li>・新規に交付を希望する人…申請月の1日から有効となるため早めに申請してください。</li> <li>・申請に必要なもの…印鑑・保険証・マイナンバーの分かるものおよび保険証以外の身分確認書類</li> </ul> ※7月2日～31日の期間で8月1日から有効の認定証の先行申請受付を実施します。この期間に申請される人の認定証は8月上旬に郵送します。			

後期高齢者医療制度		限度額適用・標準負担額減額認定証	
後期高齢者医療制度	対象	75歳以上の人または65歳以上で一定の障がいがある人で、同じ世帯の全員が市民税非課税、または免除されている人	
	更新・申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定証が交付されている人…所得状況を確認し、8月1日以降も該当する場合は、新しい認定証を7月末までに郵送します。※特に申請の必要はありません。</li> <li>・新規に交付を希望する人…医療機関に受診する予定月の末日までに申請してください。(一部、申請月の翌月からの取扱いになる場合もあります。)</li> <li>・申請に必要なもの…印鑑・保険証・マイナンバーの分かるものおよび保険証以外の身分確認書類</li> </ul>	

○平成30年度の保険税（料）額をお知らせします  
（国民健康保険、後期高齢者医療制度）

前年中の所得に基づき計算した保険税（料）額を、7月中旬にお送りします。

\* 普通徴収（口座振替や納付書により納付する方法）

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	7/31	8/31	10/1	10/31	11/30	12/25	(H31) 1/31	(H31) 2/28

国民健康保険

◎納税義務者は、世帯主

- ・世帯主が職場の健康保険に加入していても、世帯の誰かが国民健康保険に加入していれば、世帯主が納税義務者になります。納税通知書は、納税義務者である世帯主あてに送ります。
- ・年金からの天引きとならない人は、口座振替や納付書等で個別に納めていただきます。

後期高齢者医療制度

- ・年金からの天引きとならない方は、口座振替や納付書等で個別に納めていただきます。

◎口座振替による納付の注意

以前、国民健康保険税の口座振替をしていた場合でも、改めて後期高齢者医療保険料の口座振替依頼書の提出が必要となります。

\* 特別徴収（年金からの天引きにより納付する方法）

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月

年金受給者は、原則として、保険税（料）を年金天引きにより納付していただきます。ただし、次の場合は普通徴収（口座振替や納付書による納付）となります。

- ・年金受給額が、年額18万円未満の場合
- ・介護保険料と合わせた額が、年金額の2分の1を超える場合
- ・年金からの天引きの優先順位等、特別な事情がある場合

（国民健康保険の場合）

- ・国民健康保険の被保険者全員が65歳以上74歳未満でない場合
- ・世帯主が国民健康保険の被保険者以外の場合

※特別徴収の対象者であっても、申出により「普通徴収（口座振替）」で保険税（料）を納めることも可能です。

※後期高齢者医療制度へ移行する場合、それ以前に国民健康保険税を特別徴収（年金からの天引き）で納めていた場合でも、手続き等で一定期間は「普通徴収（口座振替や納付書による納付方法）」で保険料を納めることとなります。

○問合せ

国民健康保険について……………国保医療課 国保年金係（☎95-0123）  
後期高齢者医療制度について……国保医療課 医療係（☎95-0151）